

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年12月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第29号

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する
規則

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則（平成17年亀山市規則第48号）の一部を次のように改める。

様式第1号中「□ふれあいリビング」を「□ふれあい広場 □ふれあいリビング」に改め、「うち介助必要者 人」を削る。

様式第2号中「□ふれあいリビング」を「□ふれあい広場 □ふれあいリビング」に改め、「うち介助必要者 人」を削り、「喫煙し、又は火気若しくは危険物を取り扱わないこと」を「火気又は危険物を取り扱わないこと。また、敷地内は、禁煙とする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。